

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

社会教育指導員の設置等に関する規則の廃止について

意見募集期間

令和6年2月22日～3月22日

問い合わせ先

神戸市教育委員会事務局総務部総務課

電話078-984-0615

1 意見募集期間

令和6年2月22日（木）～令和6年3月22日（金）

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局総務部総務課政策係 意見募集宛

(2) ファクシミリ による提出

FAX 番号：(078)984-0617

神戸市教育委員会事務局総務部総務課政策係 意見募集宛

(3) 電子メールによる提出

アドレス：manabee@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市中央区東川崎町1丁目3-3

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局総務課政策係

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「社会教育指導員の設置等に関する規則の廃止について」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和6年3月下旬頃（予定）に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室（市役所1号館18階）でご覧いただけます。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、神戸市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないととも、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

「社会教育指導員の設置等に関する規則(昭和 47 年 7 月 1 日 教育委員会規則第 16 号)」
の廃止について

1. 規則の概要

社会教育の振興を図る社会教育指導員を、特別職の非常勤として教育委員会に設置するもの。

2. 廃止理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号、令和 2 年 4 月 1 日施行）により、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化と一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化が行われたことに伴い、今後、本規則に基づく任用を行わないため、本規則を廃止する。

3. 廃止予定日

令和 6 年 4 月 1 日